

日刊 發行所 東京 川崎 文治 本社 印刷所 東京 印刷所

# 常盤口新聞

刊夕日十二月一

定部金貳圓 印刷費五厘 送料五厘 電話六三〇番

## 原齒科醫院

平町土橋通り電話三二番

### 吉田眼科醫院

福引景品付

# 四丁目聯合大賣出し

舊十二月十八日より廿七日まで  
期日 新一月二十一日より三十日まで

御買物は此際是非四丁目聯合商店へ

## 冬服新荷着

◇新しい品新しい型冬服が澤山揃へました  
◇値段は昨年の二割乃至一割半安の下記の通りです

### 脊廣三ツ組

◇紺黒サーツ 1.78圓ヨリ  
同 2.67圓マデ  
◇メルトン類 1.5圓位ヨリ  
同 2.23圓マデ  
◇スコッチ類 2.34圓位

### 詰襟上下組

◇紺黒サーツ 1.1圓位ヨリ  
同 2.0圓位マデ  
◇メルトンラシナ類14.5圓位  
其他種々冬物取揃へました

平成 なかや洋服店 電話二〇三

### 常識論壇

#### 知識階級の無氣力

太田秀穂

是等の弊風一朝にして根絶し得べからざるも知識階級者先づ立つて投票乞食の候補者に對し投票を拒絶せば幾分なりとも氣運を回轉せしむるを得べきか普通通選舉愈々實施せらるゝとして若しも依然として投票買収の弊風を改め得ずんば立憲政治は我國に於て見込なきものなりと自白するに異ならず、彼の陪審法の如きも實施日漸く迫りつゝある事

### 母幸子儀

永々病氣の處十九日午前十時半死去致候間此段辱知各位に謹告仕候

追而明廿一日午前十時自宅出棺於松洞院告別式執行本葬は於郷里執行可致候尙本人の遺志に依り乍勝手香奠御供物等の義堅く御辭退申上候

昭和二年一月二十日

男 小松 直良 郎  
男 小松 滋 郎  
親戚總代 鹿野 治 郎

### 羽子板と破魔弓

右御買上壹圓毎に五丁目聯合の福引券進呈致します

當店の電話番號は銀行組合より配附せる番號表に「七一三」とあるも「七一三」の誤りに付御注意を乞ふ

各種 提灯商 スガノヤ提灯店  
平町四丁目電話七一二番

内科 小兒科 花柳科 (需應院入) 藤 沼 院  
平町紺屋町 電話五〇七番

なるが國民が公平に眞實に裁判の進行を援助せざる限り圓滿なる結果を得べからず過去の例によれば既に宣誓したるに係はらず司法廷に於ける證人の陳情なるものは事理明白なる事さへに被告を曲庇すること多し帝國議會の懲罰委員會の如きは事理明白なる場合に於ても多數黨に屬する故を以て懲罰を免れ少數黨に屬する故を以て過大の懲罰を受くるが如きことあり是等は議員自からを侮辱するものにして斯の如きこと續發したらんには被罰者は却て名譽なりと思ふが如きこと出づべし、總べて是等のこと舉

### 右之通り候也

昭和貳年壹月

## 平銀行

專務取締役 山崎與三郎  
常務取締役 木村 清治  
取締役 堀江 正直  
取締役 高岡唯一郎  
白井 博  
常任監査役 新田善次郎  
安島重三郎  
監査役 吉田禮次郎

### 株式平銀行

六拾壹期營業報告

貸借對照表

資本金 七五〇,〇〇〇  
貸借及貸越金 四一九,七五五,三〇〇  
割引及荷爲替手形 一四,七五二,七〇〇  
他店へ貸 三〇,七四八,三〇〇  
コールローン 三〇,〇〇〇,〇〇〇  
有價證券及諸株式 七七〇,七六一,五〇〇  
營業用土地建物什器 五〇,〇七二,七〇〇  
所有不動産 七五〇,〇〇〇,〇〇〇  
預け金及現金有高 三三,五八七,七〇〇

合 計 六,二二一,六九七,五〇〇

負債之部

資本 金 五,〇〇〇,〇〇〇  
諸積立 金 四七,五〇〇,〇〇〇  
諸預り 金 三,七五〇,〇〇〇  
他店ヨリ借 一八,六九八,〇〇〇  
コールローン 三〇,〇〇〇,〇〇〇  
第二種所得稅 一六七,七〇〇  
資本 利子稅 六九七,七〇〇  
未拂 配當金 五五五,五〇〇  
未拂利息及未經過割引料 七,三五五,九〇〇

當期純益金 六,二二一,六九七,五〇〇  
合 計 六,二二一,六九七,五〇〇

利益金勘定 當期純益金 一八八,八千九百九拾六圓也  
之ヲ處分スルコト左ノ如シ  
金貳萬五千圓也 諸積立金  
金參千五百圓也 重役賞與金  
金參萬參千七百五拾圓也  
(年九分) 配當金  
金貳萬六千四拾圓也 後期繰越金



# 坑夫組合員と

## 博徒等が大亂闘

### 昨夜湯本の血塗れ事件 頻死の重傷二名

石城郡湯本町大字三函字裏町博徒の親分小野常吉(三)は昨夜七時半頃五六人の乾兒を引き連れ手に々々樫の棒を持って同町入山炭坑坑夫組合支部の事務所にて殺倒し折から居合はした十五六名の組合員目掛けて躍り込み大亂闘を演じ組合員側の大村新平、木村庄衛は頭蓋骨を破られて瀕死の重傷を負へ其他何れも負傷し逃げ隠れた為め小野の一味は支部の看板を引ッ擔ぎ凱歌を奏して引き揚げたが急報に接し走せつた多数

### 警官の

の爲めに一名残らず逮捕平署に引致された兇行の原因は小野の乾兒が坑夫組合員等に袋叩きされた事のあるのを遺恨としてとの事に傳へられて居るが裏面に纏綿せる事情が伏在するらしく其筋にては事件を重大視し本日は午後一時から小泉、高増兩

## 郡山から湯本迄の

### 電氣軌道設立認可

#### 資本金二百五十萬圓で 延長は廿六マイル

郡山市を基點として石城郡湯本町に至る湯本電氣軌道會社の設立認可申請書は郡山側より橋本萬右衛門氏外四名湯本町より柳沼彌右衛門氏外十三名が發起人となり昨年十二月提出されてゐたが一月十三日付認可の指令があつた右軌道は總マイル數は廿六マイル餘資本金二百五十萬圓通過豫定地は郡山驛より桑野に出で安積郡大槻、豊田、穂積、三

### 患者を隠す

#### 田人村黒田の 腸チフス蔓延

十二名の 和の各村を経て岩瀬郡白方村に出で長沼牧本大屋を横斷湯本町に至るもので工事設計認可申請期間は來年一月十二日限りだと

いといふ報告に縣衛生課から係員急行取調への結果同部落中に十二名の隱匿患者のあると判明何れも隔離病舎に收容する一方極力防疫中で縣では十九日部落民が飲用灌漑水として用ひてをる別當川の使用を當分禁止

## 福運者の手に轉げ込む 純金製福の神!

#### 明日から四丁目賣出し

「純金製福の神と白米一俵!!」此沈み切つた舊曆の歳末にしては何んと景氣の張り切つた響きを持つ文字ではないか、是れが二丁目と呼應し結束して起つた

### 四丁目 聯合福引大

賣出しの特等景品である、此外桐箆筒、夜具蒲團、メリヤスシャツ等一本も空籤なく一圓の買物毎に福引券を呈上すると云ふ、期間は明廿一日より卅日迄必らず顧客に満足して戴ける丈の確信を持つて腕によりをかけるこの事であるから生氣激練として

### 舊歲末

に於ける平 商業界を輝かしむるものが



### 入浴の注意

入浴中は、アカコスリやタオルを用ふるよりも指頭を

するとなつたが同部落は植田町を距る數里の山奥で四十戸に満たず舊臘來發生中のものを隱匿してゐたものでまだ罹病患者相當にあつたが部落民は戦々恟々としてゐる

### 小松氏母堂逝く

郵便局長小松良滋氏母堂幸子媼は病氣中の處十九日午前十時半逝去した葬儀は廿一日午前十時自宅出棺松洞院に於て告別式を執行し本葬は郷里で執行すると

### 小學校長協議

石城郡小學校長會は廿四五の兩日平第一小學校に於て開會また同郡私設小學校長協議會も廿五日午後一時より同校にて開かれ縣から菅野小池の兩縣視學出張の筈

### 詐欺と窃盜

#### 舊惡が露見

石城郡磐崎村大字藤原居住茨城縣馬渡村生れ藤原炭礦坑夫川上新吉(三)は大正十五年十一月二日同郡内郷村磐城炭礦武藤富次方に同居中六十餘圓の詐欺を働き逃走したが其後肩書地其他で窃盜を働き平署に捕はる氣が出た後これを止めしはらく外氣にあてゝからさて着物を用ふるがよるしい、火氣や日光に皮膚をさらす程よいことはないこれは血行を助け唯一の美容法にもなる入浴は一日がえが最もよし毎日却て弊害がある

## 大瀧問題縣會速記集

#### (五)

井上氏の質問演説に其反面に許可の權利に依て起工を實行されるならば平町が酷い目に遭ふと云ふ程の被害があると思ふたならば何故に斯の如き不當なる許可をしたのであるかと私は反問したのである、甚だ怪しからぬことであると思ふのであります、若し將來障害が起ると云ふことを知つ

て許可したのであるか、若しそれを知つて許可したとするならば是こそ由々敷大事ではないかと思ふのであります、又縣を代表して居る所の里見事務官は行政裁判所に於て平町の水道の堰堤と水路の維持管理に付て修理の場合に於ては平町は單に費用を支出するばかりであつて自ら何等の施設を爲して居ないと云ふやうな虚偽の申立をして居ることを私は聞いた現に私は傍聴したのである、平町は水道敷設以來町會の決議を以て而も堰堤の管理水路の管理をするが爲に常任吏員を派出して常任せしめてさうして

水路に故障の起らぬやう管理維持して居るのである、然るに行政裁判所に於て平町は費用を支出するのみであつて何等管理維持して居ないと云ふやうな虚偽の申立をして居ると云ふことは若し證人であるならば恐らくは偽證罪を構成して居りはせぬかと私は考へたのである、何故に斯く捏造して迄も此自治体を迫害せなければならぬか私は平町民の一人として斯く叫ばなければならぬのであります、而も此水路は二百八十間である、取入口より宇熊ノ崎と稱する所まで二百八十間の間は水道敷設以來平町が全

く費用を投じまして水路を改築して維持し居るのであります、大瀧江筋と云ふものは何等其處までは關係がないのであります故に私は斯る強辯を以てして迄も此縣と自治体とは密接なる關係がなつて優良に自治体を指導奨励して行かなければならぬ地位にある所の縣が何故左様なことまで強辯しても平町に脅威を與へなければならぬかと云ふことを私は疑ふ者である、恰も營利會社の代辯でもあるかの如き行動に出て居ることを私は甚だ遺憾とする者である、苟も許可人自ら取下願書と云ふものを出したと

は一の取消願書である、又平町の苦情ある箇所を苦情なき上流に之を變更したいと云ふ申請書を提出したのである、書類が不完備であるらうがどうであらうが兎に角も意思の表示は明である何故許可人若くは出願人の意思を尊重して平町の要求を縣に容れないのであるか私は甚だ不可解であると思ふのであります、さうして意思の表示をされて居りながら書類が完備しなかつたからと云うと縣の命令を用ひなかつた場合に於ては水利使用規則の上にも明に取締が書かれて居るではないか (つゞく)